

(対象投資信託の除外)

- 第10条 対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社は当該対象投資信託を指定投資信託としている申込者に遅滞なく通知するものとします。
- (1) 当該対象投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
 - (2) その他当社が必要と認める場合
- 2 申込者の指定投資信託が前項により対象投資信託から除外された場合、当社は申込者の払込金について、当該指定投資信託に係る払込金を含まない額に変更されたものとして取扱います。

(自動引落の停止)

- 第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に通知することなく、つみたてプランに係る預貯金口座からの自動引落を停止するものとします。
- (1) 預貯金口座からの自動引落が行われなかったとき
ただし、収納代行方式の場合は除きます。
 - (2) 申込者が自動引落を行う預貯金口座の変更を申込んだとき
- 2 当社は、前項の自動引落の停止により申込者に生じた損害等については、その責めを負わないものとします。

(自動引落の再開)

- 第12条 当社は、前条第1項により停止した自動引落について、次の各号に定める場合に再開するものとします。
- (1) 前条第1項(1)の事由による停止のとき
申込者が当社の定める方法により自動引落の再開を申込んだ場合
ただし、申込者のお取引コースがダイレクトコースの場合、自動引落の再開の申込はインターネットでのみ受け付けます。
 - (2) 前条第1項(2)の事由による停止のとき
引落を行う預貯金口座の変更手続が完了した場合

(契約の解除)

- 第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。
- (1) 申込者が当社所定の手続によりこの契約の解除を申し出た場合
 - (2) 申込者が日興MRF自動けいぞく投資契約を解除した場合
 - (3) 払込金が3回連続して払込まなかった場合
ただし、第11条第1項(2)により自動引落を停止している場合は除きます。
 - (4) 申込者の指定投資信託の全てが第10条により対象投資信託から除外された場合
 - (5) やむを得ない事由により、当社がこの契約の解除を申し出た場合

(その他)

- 第14条 申込者が、つみたてプランとは別に預貯金口座からの自動引落等により当社指定の投資信託を対象とする定時定額買付を行っている場合は、当社はつみたてプランの申込により当該定時定額買付を解除する申し出があったものとして取扱います。
- 2 第8条および第10条の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(他の規定、約款の適用)

- 第15条 この約款に定めのない事項については、当社の証券取引約款、外国証券取引口座約款、日興MRF自動けいぞく投資約款等により取扱います。

(約款の変更)

- 第16条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

以上
改定 2022年3月1日